



# 赤磐市子ども読書活動推進計画

## ★きらい読書プラン★



\* 赤磐市教育委員会 \*



# 目 次

1	計画策定の意義と経緯	1
	（1）意義	
	（2）経緯	
2	計画の構成と期間	2
3	計画の対象	2
4	子どもの読書活動推進体制の整備	2
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
5	子どもの読書活動推進にあたっての方策	4
	（1）図書館における子どもの読書活動の推進	4
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
	（2）家庭における子どもの読書活動の推進	5
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
	（3）学校等における子どもの読書活動の推進	6
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
6	子どもの読書活動推進に関する啓発	8
	① 現状と課題	
	② 目標	
	③ 施策	
7	参考資料	
	（1）子どもの読書活動の推進に関する法律	9
	（2）文字・活字文化振興法	12
	（3）第3次岡山県子ども読書活動推進計画（概要）	15
	（4）赤磐市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要項	17
	（5）赤磐市子ども読書活動推進計画検討委員会委員一覧	19

## 1 計画策定の意義と経緯

### (1) 意義

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

乳幼児期には、読み聞かせを通し親子の触れ合いを深める中で、言葉を学びコミュニケーション能力を養います。小学校期には絵本や小説、伝記等の物語を通し、主人公と自分を重ね合わせることにより、様々な生き方を体験し、豊かな心や資質を育みます。また、総合的な学習の時間などの授業で様々な本に触れ、自然科学、社会科学について知識を身に付け、知的探究心を養うとともに集中力を育み、学習活動へのスムーズな移行を促します。中・高等学校期には、「知りたい」という思いから自発的に情報を収集し、その情報を基に自らの考えを深め、それを対外的に発信する能力を培います。この活動は生涯にわたり、自ら学ぶことを通し視野と活動の幅を広げ、将来を切り開くエネルギー源になります。

また、テレビやゲーム、インターネット、電子書籍等の様々な情報メディアの発達・普及による生活環境の変化により、家庭やあらゆる場所で多様かつ大量の情報を簡単に入手できるようになり、調べ学習への活用など利便性が向上した反面、子どもが直接本と関わる機会が減少し幼児期からの読書習慣が身につけにくくなる傾向にあります。そのため、今まで以上に子どもが読書を楽しむことにより、自主的に学ぼうという習慣を身に付けていくことが必要です。

赤磐市では、このような背景を踏まえ、子どもの各成長期に適した読書活動を推進し、本を読むことの楽しさや大切さを理解できるような環境づくりが不可欠だと考えます。そして、家庭・学校等※<sup>1</sup>・ボランティアグループ・団体・図書館※<sup>2</sup>・行政等が連携し、子どもの「知る」という喜びに向かって伸びようとする心を支えます。

### (2) 経緯

読書活動のもつ重要性から、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、すべての子どもが自主的に読書活動を行

---

<sup>1</sup> 保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校

<sup>2</sup>

図書館	住所	蔵書数 (内 児童書)
赤磐市立中央図書館	下市325番地1	201, 159 (59, 515)
赤磐市立赤坂図書館	町苅田507番地	27, 810 (12, 616)
赤磐市立熊山図書館	松木621番地1	37, 668 (16, 843)
赤磐市立吉井図書館	周匝142番地	36, 720 (12, 370)

うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念としています。

この法律に基づき、国及び県は「子どもの読書活動の推進に関する計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に向けた施策を実施しています。

赤磐市においても、家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・図書館・行政等が一体となり、子どもの読書活動の積極的な推進を目指し、「赤磐市子ども読書活動推進計画」の策定に至りました。

## 2 計画の構成と期間

この計画は、最初に子どもの読書活動推進体制の整備の確立について示し、その体制の中で図書館・家庭・学校を読書活動の中心的な場所とし、各場所における現状と課題をまとめ、これらを実現するための目標と施策を示します。また、子どもの読書活動推進に関する啓発についても同様とします。

実施期間は、「赤磐市第2次総合計画」との整合性を図るため、平成36年度までとします。

ただし、平成31年度の赤磐市教育振興基本計画の改訂にあわせ、適宜見直しを行うものとします。

## 3 計画の対象

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条基本理念に基づき、本計画の対象者は、乳幼児から高校生（おおむね18歳以下の者）までとします。

## 4 子どもの読書活動推進体制の整備

### ① 現状と課題

図書館をはじめ家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・行政等による子どもの読書活動は、それぞれの年代や場所において活発に行われています。これからも子どもが読書に親しみ自ら学ぶ姿勢を養うには、幼児期での読書経験を小学校での学びにつなげ、さらに中・高等学校での主体的な読書活動に発展できるような環境が必要です。そのため、子どもの読書活動に関わる家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・図書館・行政等とその関係者が互いの立場と役割を理解し、今まで以上に連携することが重要です。

## ② 目 標

本に親しむ子どもが一人でも多くなるように、本と出会うきっかけづくりに努めます。そして、子どもの成長とともに、読書習慣が身に付くように図書館を中心とし、家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・行政等の連携を図ります。

### 【重点目標】

子どもの読書活動に関わる家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・図書館・行政等とその関係者のネットワークを基盤に連携を深め、子どもが自ら本を読む姿勢を養える環境を整備します。

## ③ 施 策

- 図書館は、家庭・学校等・ボランティアグループ・団体・行政等と相互連携し、子どもの読書活動を推進します。
- 市内の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校への団体貸出やレファレンスサービス※<sup>3</sup>、職員による読み聞かせなどを行い、図書を用いた学習を支援します。
- 図書館司書と学校司書※<sup>4</sup>との情報交換や研修の場を提供します。
- 県立図書館や県内の図書館との相互連携を進めます。
- 岡山連携中枢都市圏図書館相互利用※<sup>5</sup>を促進します。
- 特色ある優れた実践を行っている学校やボランティアグループなどの把握に努め、国や県、市などの既存の表彰制度により表彰し、その取組を奨励することで読書活動を促進します。
- 地域のボランティアグループのネットワークの構築や関係機関との連携を支援するとともに、活動の場を提供、研修会等も開催します。
- 基本計画の諸施策の進捗状況を把握するため、関係諸施設、団体の協力を得ながら進捗状況の調査をします。

---

3 学習、調査研究活動をより充実したものにするために、資料に関する質問、相談を受け付けて情報検索や文献調査などの支援を行うこと

4 学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている専門職員

5 岡山市、玉野市、備前市、赤磐市、真庭市、和気町、早島町、美咲町、吉備中央町の5市4町が圏内に在住する住民の利便と、文化向上を図るために行う公立図書館の相互利用サービスのこと

## 5 子どもの読書活動推進にあたっての方策

### (1) 図書館における子どもの読書活動の推進

#### ① 現状と課題

図書館は、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に必要な資料・情報を収集し、提供する役割を持つ生涯学習の拠点です。市民の豊かな生活と学習意欲の向上を図るため、読書活動の中核施設としての役割を担い、特に子どものための図書資料やサービスの充実、イベントの開催などの情報提供に努めていく必要があります。

#### ② 目 標

図書館は市民の生涯学習を支える施設として、図書その他の資料の収集と提供に努めます。子どもが読書の喜びを味わい、その魅力を発見できるように子どもと本との出会いを進め、学校等・公民館などの関係機関やボランティアグループと協力しながら、読書活動の推進に取り組みます。

#### 【重点目標】

- 成長期に合わせた図書資料の充実を図り、子どもの読書活動を支援します。
- 資料の提供や本の紹介、風土や地域の歴史資料の展示、おはなし会などの図書館サービスを行い、読書のきっかけづくりを工夫して行います。
- 学校等・公民館などの関係機関やボランティアグループと協力し、資料の団体貸出や配本サービス等により、子どもの読書と学習活動を支援します。

#### ③ 施 策

##### 1) 図書館サービスの向上

- 絵本を含む児童図書、中・高生向けの図書などの充実を図るとともに、子どもがくつろいで読書を楽しめる空間を提供します。
- 人気のある児童図書の買い替えや購入により児童用資料の充実を図り、魅力ある児童コーナーとします。
- おはなし会や絵本の読み聞かせなどの行事を開催し、子どもの読書活動のきっかけづくりを行います。
- ブックスタート事業※<sup>6</sup>を実施し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して、心ふれあう時間を育みます。
- ボランティアグループと連携して、地域の図書館や公民館などでおはなし会を開催す

---

<sup>6</sup> 乳児健診会場で読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあう時間をもつきっかけとする事業

るなど、子どもが気軽に読書に親しめる環境整備に努めます。

- 「図書館だより」や広報誌・ホームページなどで、新刊や話題の本の紹介を行います。

## 2) 学校支援

- 学校図書館へ読み聞かせグループの派遣を行い「お出かけ図書館」を実施するなどさらなる読書活動の推進を図ります。
- 団体貸出専用の図書資料および視聴覚資料を購入し団体貸出専用資料の充実を図り、学校等の団体利用の推進を図ります。
- 学校司書及び司書教諭との連携を深め、学校等の読書活動や学習活動に対する資料及び人的な支援の充実を図り、積極的に学校図書館をバックアップしていきます。
- 子ども向け講座、図書館まつり、絵本の展示などの行事を開催し、読書のきっかけづくりを推進します。

## (2) 家庭における子どもの読書活動の推進

### ① 現状と課題

子どもが最初に本に出会うのは、家庭での保護者による読み聞かせであり、絵本を介して親と子が触れ合いの時間を持つことにより、読書の楽しさを知るきっかけが生まれます。子どもの読書活動の推進には、家庭で各成長期に適した読書が継続的に行われ、保護者が積極的に関わっていくことが必要です。

しかしながら、保護者の中には「どのような絵本を読めばいいかわからない」、「読み聞かせの方法がわからない」といった意見もあり、このような保護者への支援も必要です。また、メディアの発達により、子どもがテレビやゲーム、インターネットを利用する時間は増加し、逆に本に接する時間は減少する傾向にあります。

このことから、家庭での読書活動を推進するためには、保護者に読書の重要性や知識を伝え、子どもが家庭で日常的に本を読めるような環境づくりが求められます。

### ② 目 標

家庭内で読書をする時間を増やすために、家庭で読書に親しむ習慣づくりを推進します。また読書に関心のある保護者だけでなく、読書に親しみのない保護者等に読書の大切さを知ってもらうため、更なる情報提供を図ります。

### 【重点目標】

- 家庭教育支援として、保護者に対し、乳幼児期から読み聞かせを行うことや自主的な読書の習慣が身に付くように環境を整えることの重要性について理解を促すととも

に、子どもの生活リズム向上やメディアリテラシー※<sup>7</sup>に関する取組を推進します。

○保護者が子どもへ読書の楽しさを伝えられるように、ブックスタート事業などの子ども読書活動関連事業や子育て支援事業等により、読書へのきっかけづくりをします。

### ③ 施策

○図書館は、保護者の読書に対する理解が深まるように読み聞かせや本の紹介など、子どもの各成長期に適した講座や読書イベントを開催します。

○各地域においては、読書ボランティアグループの活動を促進します。また読書ボランティアを養成するとともにレベルアップ研修等を開催します。

○学校等は、図書館・ボランティアグループ等と連携し、子どもだけでなく保護者にも本に触れる機会を提供し、読書への理解を促進します。

○図書館は、ブックスタート事業を実施し、乳幼児期から本に親しむ機会を提供します。

## (3) 学校等における子どもの読書活動の推進

### ① 現状と課題

小・中学校における読書活動は、学習指導要領に基づき、子どもの読書指導に関する知識を有した学校司書や司書教諭※<sup>8</sup>の指導を受け、読書習慣を形成する上で大きな役割を担っています。活動の内容も、自由に本を読む活動から各教科や総合的な学習の時間などでの調べ学習、読み聞かせなど多岐にわたり展開しています。現在、多くの小学校で読書の時間を設けており、各学校では委員会活動等により読書イベントを行うなど読書への関心を高める活動も行っています。

一方で、スマートフォンの利用が急速に進み、1年間に1冊も本を読まない子どももおり、本を読む子どもと読まない子どもの格差が広がっています。

保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校では、絵本の読み聞かせや教科での調べ学習が行われていますが、図書資料の適切な更新を行うことが課題となっています。このことから、各学校等における読書活動を継続するとともに、学校図書館の環境整備や、学校司書の配置に努める必要があります。

---

7 メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいはメディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力

8 学校図書館司書教諭講習規程による司書教諭の講習を修了し、任命権者により発令された教諭

## ② 目 標

子どもが、各年齢に適した図書を読むため、学校図書館等の環境を整備し、読書に関する専門的な指導を受けられるよう学校司書の配置に努め、子どもの読書習慣の確立を図ります。

### 【重点目標】

- 朝の読書や読み聞かせなど、計画的な読書活動の取組を奨励し読書指導の充実を図ります。
- 学校図書館の環境を整備し、質・量ともに図書資料の充実を計画的に図ります。
- 学校司書の配置に努めます。
- 保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校の連携を深め、相互の読書活動の推進にあたります。
- 図書館やボランティアグループと連携し、子どもの読書活動の推進に努めます。

## ③ 施 策

- 学校は、委員会活動を中心に、子どもの自主的な読書に関する取組を活性化させるとともに、読書指導の充実を図ります。
- 保護者やボランティアグループと連携し、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。
- 学校図書館図書標準※<sup>9</sup>に基づき図書の計画的な整備と充実を図り、学校図書館の環境を整備します。
- 学校図書館等の開放の可能性について研究し、その実現に努めるとともに、空き教室等の有効利用など、読書スペースの整備や確保に努めます。
- 図書館との連携を深め、充実した貸出しができるように努めます。
- 図書館等職員や保護者、ボランティアグループ等の協力により、学校図書館を活性化します。
- 特別な支援を必要とする子どもに配慮し、県立図書館と連携を深め、図書資料の充実を図ります。
- 常に学校図書館に司書がいる環境を目指し、学校司書の兼務校の削減を図り適正な配置に努めます。
- 学校は、学校司書及び司書教諭の実質的な職務内容を検討し、校内での連携と共通理解を深めます。

---

<sup>9</sup> 文部科学省が定めた、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

## 6 子どもの読書活動に関する啓発

### ① 現状と課題

「子ども読書の日」※<sup>10</sup>は「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。現在赤磐市では、中央図書館を中心に「子ども読書の日」に関する取組として、よい絵本※<sup>11</sup>の紹介コーナーの設置や、おはなし会などを開催しています。

しかしながら、読書の大切さを認識し読書活動に熱心な保護者がいる一方で、読書に親しみのない保護者もあり、子どもの読書活動に関する理解度にばらつきがあることから、更なる啓発活動が必要です。

### ② 目 標

子どもの読書活動の推進には、本人の興味はもちろんのこと、家庭や学校での理解と働きかけが必要です。周りの大人自身も読書に親しむ中で、子どもの読書活動の意義や大切さについて、理解を深めてもらえるよう啓発に努めます。

#### 【重点目標】

- 「子ども読書の日」や「子ども読書週間」※<sup>12</sup>、「読書週間」※<sup>13</sup>の意義、またそれらにかかわる行事について広報・啓発に努めます。
- 子どもの読書活動への理解と関心を深めてもらえるように読書の意義や大切さを啓発します。

### ③ 施 策

- 図書館は、「子ども読書の日」や「子ども読書週間」、「読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事の展開に努めます。
- 図書館や学校等・公民館・ボランティアグループと連携し、多くの市民が読書について知りたいと思う情報を得られるように広報啓発活動を展開します。
- 広報紙や市ホームページ等を通じて、情報の提供に努めます。

---

<sup>10</sup> 4月23日、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を求めるために「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月成立）」第10条第2項により制定された日

<sup>11</sup> 全国学校図書協議会の取り組みの一つで、絵本読書が各地でより活発になるために、学校や家庭、地域で子どもたちに読み聞かせや絵本をすすめるときの選書の手がかりとなる優れた絵本のリスト

<sup>12</sup> 「子ども読書の日（4月23日）」から「こどもの日（5月5日）」をはさむ3週間

<sup>13</sup> 10月27日から11月9日の文化の日を中心とした2週間

## 7 参考資料

(1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成13年12月12日 法律第154号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等の連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「衆議院文部科学委員会における付帯決議」

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## (2) 文字・活字文化振興法

[平成17年7月29日 法律第91号]

### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施さ

れるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

#### (学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにする

ため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(3) 第3次岡山県子ども読書活動推進計画〈概要版〉

第2次計画(平成20年3月策定)における岡山県の取組

○第2次計画の性格

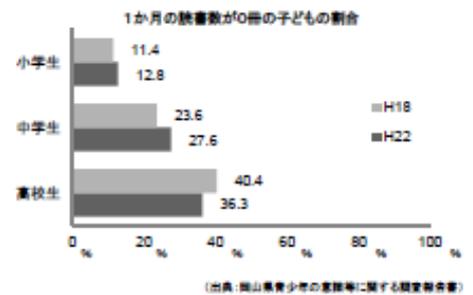
第2次計画は、第1次計画の「子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備すること」を引き継いで策定。

○主な取組

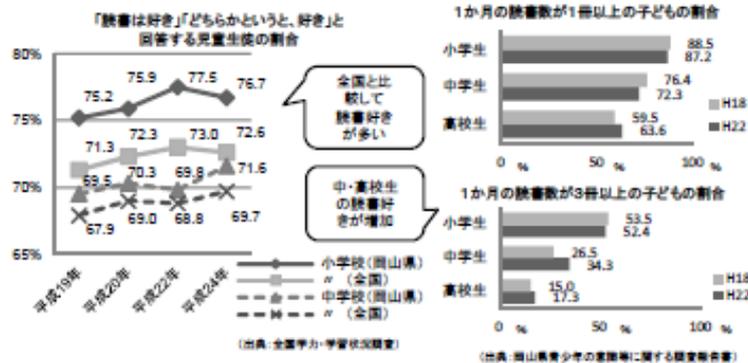
- ・全ての市町村におけるブックスタート事業の実施
- ・学校における朝の読書活動の推進
- ・学校における調べ学習用の支援用図書セット貸出しの開始
- ・横断検索システムへの県内図書館の参加促進、相互貸借や協力レファレンスの実施
- ・子どもの生活リズム向上を目指すチャレンジカードの作成

課題(現状)

○依然として多い中・高校生の未読者



取組の成果



課題(背景)

○文字中心の本へのステップアップでのつまづき

○読書経験の少ない生徒の苦手意識

○絵本の読み聞かせ等が行われない家庭の存在

(考えられる要因)

- ・時間的制約等で読み聞かせに意識が及ばない。
- ・絵本の選び方や読み聞かせの方法が分からない。
- ・子どもとのコミュニケーション自体が少なく、子育てに悩みを抱えている。

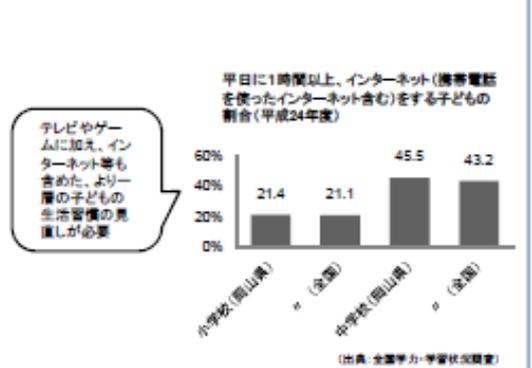
(参考)

・大人を含めた読書離れ

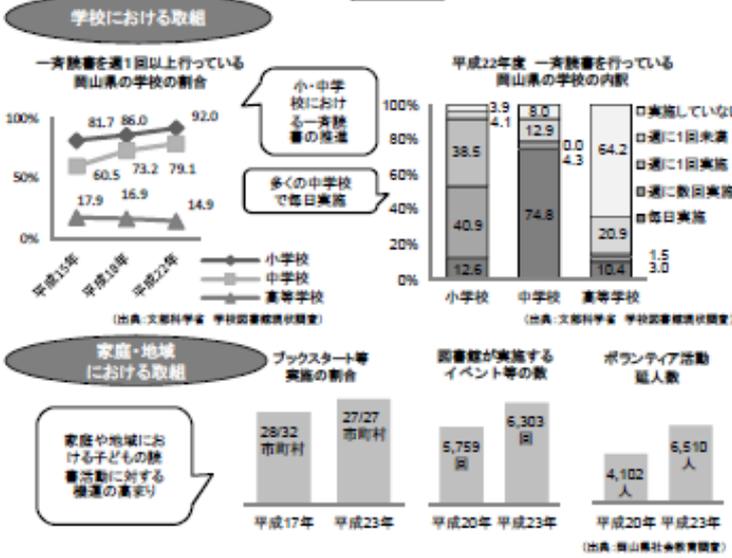
・「お話を聞かせたり、本を読んでその感想を話し合ったりする」未読者 72.6%

・「しつけや教育に自信が持てない」小学生の保護者 24.7%

○情報化社会の進展



読書好きの増加の背景



### 第3 次計画の目的

「自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てる」

#### 子どもたちの発達段階に応じた目標

##### 【乳幼児期】

絵本や物語等に親しみ、家族や大人、友達と心を通わせることができるよう、読み聞かせ等を行う人的環境整備の充実や、本や読書スペース等の物的環境整備を目標とする。

##### 【小学生期】

児童が目的に応じて本を選ぶことができ、児童の興味・関心に応じた適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、日常的に読書に親しむことができるような物的環境整備を目標とする。

##### 【中・高校生期】

生徒が読書を通じてものの見方や考え方を広げ、広い範囲から情報を収集し活用することで生活に役立てたり、生徒の読書の幅を広げるための適切な助言等を行う人的環境整備の充実や、自己を向上させようとするのできるような物的環境整備を目標とする。

#### 代表的な評価指標 『未読率の減少』

小学校	12.8% (平成22年度)	→	6.4% (平成29年度)
中学校	27.6% (平成22年度)	→	13.8% (平成29年度)
高等学校	36.3% (平成22年度)	→	18.2% (平成29年度)

### 重点的取組

#### 1 学校等における子どもの読書活動推進

学級担任を中心として全ての教職員が、読書活動に対する意識を深め、学校の教育活動全体を通じて多様な指導の展開を図り、児童生徒の望ましい読書習慣が形成されるよう努めることが重要である。そのため各学校においては、学校図書館運営計画等を作成し、学校評価等の際に評価検証を行いながら、学校図書館の計画的な利用や読書指導の充実を図っていくことが求められる。

- ・「読書好き」の子どもを育てるための司書教諭等への研修の充実
- ・学校図書館の計画的な利用や子どもの主体的な読書活動の充実を図るなどの研修の実施

#### 2 家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働

悩みを抱える保護者の存在があり、家庭教育への支援をより一層推進し、その取組の中で、読書活動に係る啓発をこれまで以上に充実していくことが求められる。

また、様々な場所で多様な主体が活動を行っているが、いくつか課題が指摘されている。この課題を解決するためには、教育機関や子育て支援関係機関、民間団体、読書ボランティア等、子どもの読書活動に関わる様々な当事者が、互いの立場や果たすべき役割について理解を深め、連携・協働して取組を進めていけるよう、施策の立案や取組の実行段階等、様々な場面で熟議し、関係を深めていく機会を設定していくことが求められる。

- ・乳幼児期からの読み聞かせ等の啓発等、家庭教育支援の一層の推進
- ・学校図書館担当職員（学校司書）等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実

#### 3 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進

県立図書館は、児童資料部門を中心に、児童図書や読み聞かせ等の直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携・協働を図りながら、県全体の子ども読書活動推進のためのセンター的役割を果たす。

- ・県立学校等における学校セット図書の充実
- ・学校図書館担当職員（学校司書）等、市町村立図書館の司書、読書ボランティア等への継続的な研修の充実（再掲）

#### (4) 赤磐市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱

平成29年2月23日

教育委員会告示第3号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づく赤磐市子ども読書活動推進計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、赤磐市子ども読書活動推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、赤磐市教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども読書活動推進計画の策定に必要なこと。

(委員)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) ボランティア・NPO等団体の代表
- (3) 行政関係者
- (4) 前各号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該検討に係る審議が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれの委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(報償費)

第7条 委員が会議に出席した場合は、日額6,500円の報償費を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示による最初の会議は、教育長が召集する。

(5) 赤磐市子ども読書活動推進計画検討委員会委員一覧

氏 名	職 名	所 属 団 体 等
坂本 文江	委 員 長	図書館協議会代表
実盛 さよ子	副委員長	社会教育委員代表
橋本 主子	委 員	赤磐市立保育園長代表
岡崎 泰子	委 員	赤磐市立幼稚園長代表
秋山 祥子	委 員	赤磐市立小学校長代表
小林 健	委 員	赤磐市立中学校長代表
寺山 明江	委 員	学校図書館司書代表
川添 清美	委 員	赤磐子ども NPO センター代表
明石 圭司	委 員	PTA 連合会代表
戸川 邦彦	委 員	保健福祉部 子育て支援課長
松井 啓子	委 員	教育委員会 学校教育課長
三宅 康栄	委 員	赤磐市立中央図書館長

赤磐市子ども読書活動推進計画  
平成30年3月

赤磐市教育委員会  
〒709-0816 岡山県赤磐市下市 337